

平成 25 年 2 月

# 第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【2月19日】

1 服部孝規（日本共産党） 5～11ページ

**議案第1号及び議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について**

- 1 地方自治法第196条第2項に規定する「2人以上の場合その1人以上はその団体の職員でなかった者」という元市職員の制限について

**議案第6号及び議案第7号 亀山市教育委員会委員の任命について**

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に規定する「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」について

2 小坂直親（緑風会） 11～19ページ

**議案第1号及び議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について**

- 1 選任する要件について

**議案第6号及び議案第7号 亀山市教育委員会委員の任命について**

- 1 選任する要件について

平成25年2月19日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成25年2月19日（火）午前10時 開会及び開議

- 第 1 議席の一部変更及び指定について
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 会期の決定
  - 第 4 諸報告
  - 第 5 議案第1号 亀山市監査委員の選任同意について
  - 第 6 議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について
  - 第 7 議案第3号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 8 議案第4号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 9 議案第5号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 10 議案第6号 亀山市教育委員会委員の任命について
  - 第 11 議案第7号 亀山市教育委員会委員の任命について
  - 第 12 報告第1号 専決処分した事件の承認について
  - 第 13 報告第2号 専決処分の報告について
  - 第 14 報告第3号 専決処分の報告について
  - 第 15 三泗鈴亀農業共済事務組會議議員の補欠選挙について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻井 義之 君 副 市 長 安田 正 君

企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	最 所 一 子 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	三 谷 久 夫 君
上 下 水 道 部 長	高 士 和 也 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 友 市 君		

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	山 川 美 香
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから平成25年第1回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、議席の一部変更及び指定についてを議題といたします。

今回ご当選されました西川憲行議員の議席の指定に関連し、議席の一部をお手元に配付の議席一覧表のとおり変更いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議席一覧表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

※議席の一部変更について

変 更 前

議 席	氏 名
1	高 島 真
2	新 秀 隆
3	尾 崎 邦 洋
4	中 崎 孝 彦
5	豊 田 恵 理
6	福 沢 美由紀
7	森 美和子
8	鈴 木 達 夫
9	岡 本 公 秀
10	
11	伊 藤 彦太郎
12	前 田 耕 一
13	中 村 嘉 孝
14	宮 崎 勝 郎
15	片 岡 武 男
16	宮 村 和 典
17	前 田 稔
18	服 部 孝 規
19	小 坂 直 親
20	竹 井 道 男
21	大 井 捷 夫
22	櫻 井 清 蔵



変 更 後

議 席	氏 名
1	
2	高 島 真
3	新 秀 隆
4	尾 崎 邦 洋
5	中 崎 孝 彦
6	豊 田 恵 理
7	福 沢 美由紀
8	森 美和子
9	鈴 木 達 夫
10	岡 本 公 秀
11	伊 藤 彦太郎
12	前 田 耕 一
13	中 村 嘉 孝
14	宮 崎 勝 郎
15	片 岡 武 男
16	宮 村 和 典
17	前 田 稔
18	服 部 孝 規
19	小 坂 直 親
20	竹 井 道 男
21	大 井 捷 夫
22	櫻 井 清 蔵

次に、今回ご当選されました西川憲行議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において1番に指定いたします。

次に、常任委員会委員の所属について、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 西川憲行議員を総務委員会の委員に議長の指名により選任いたしましたので、ご報告いたします。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

1番 西 川 憲 行 議 員

12番 前 田 耕 一 議 員

のご兩名を指名いたします。ご兩名にはよろしく願いいたします。もし会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、諸報告をいたします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書4件及び同法第199条第9項の規定に基づく平成24年度における行政監査結果報告書、工事監査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第5、議案第1号から日程第14、報告第3号までの10件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、亀山市監査委員の落合弘明氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、亀山市天神三丁目9番40号にお住まいの匹田 哲氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、亀山市監査委員の加藤隆氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、亀山市本町一丁目3番22号にお住まいの渡部 満氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の石山覺紀氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の中島 高氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として亀山市みどり町58番地1にお住まいの峯 裕氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の福島富士子氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として亀山市関町木崎1531番地にお住まいの岩田温子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第6号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の岡田 香氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第7号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の宮崎洋子氏は、平成25年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として亀山市川合町96番地にお住まいの井上恭司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号専決処分した事件の承認についてでございますが、平成24年度亀山市一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年12月25日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。これは、平成25年2月3日執行の亀山市議会議員補欠選挙に必要なポスター掲示場設置等委託料など、選挙費として1,130万円を追加し、補正後の予算の総額を223億1,546万2,000円といたしたものでございます。

次に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、市内阿野田町地内において発生いたしました物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年1月25日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は4万9,770円でございます。

次に、報告第3号専決処分の報告についてでございますが、市内関町泉ヶ丘地内において発生いたしました物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年2月5日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は40万8,523円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（櫻井清蔵君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

#### ○18番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第1号及び第2号亀山市監査委員の選任同意についてであります。

今回の議案は、地方自治法に規定されている監査委員、公平委員会委員、教育委員会委員の3つ



の行政委員会の選任または任命の同意であります。

そこで、まず櫻井市長にこの行政委員会と長との関係についての認識をお聞きしたいと思います。

行政委員会というのは、地方自治法第180条の5で、執行機関として法律の定めるところにより、普通地方公共団体、これは亀山市のことになりますが、に置かなければならない委員会及び委員は左のとおりであるとして、教育委員会、公平委員会、監査委員などが列挙されています。これらの行政委員会は、政治的中立性を確保する観点から、市長からある程度独立性を持った委員会になっております。ある程度の独立性というのは、地方自治法第180条の6で、普通地方公共団体の委員会または委員は、左に掲げる権限を有しない。ただし、法律に特別の定めがある者はこの限りではないとされ、1つは、普通地方公共団体の予算を調整し及びこれを執行すること。2つ目は、普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につき、その議案を提出すること。3番目に、地方税を賦課徴収し、分担金もしくは加入金を徴収し、または過料を科すこと。4つ目が普通地方公共団体の決算を議会の認定に付することというのが上げられております。つまり、予算をつくるとか執行する、それから議案の提出などは市長の権限とされているために、完全に長から独立しているとは言えません。また、今回提案されている委員の選任、任命についても議会の議決を必要としますけれども、市長に選任や任命の権限がある。こういう仕組みになっている。

あえてこの問題を市長にお聞きするのは、最近、大阪市中で体罰によって生徒が自殺をするという痛ましい事件が起きましたけれども、この大阪市立の桜宮高校の入試を橋下大阪市長が教育委員会に決定権があるのに、中止するように教育委員会に求めるという事態が起きました。私は、これは明らかに市長が教育委員会の独立性を侵し、介入するという、やってはならない行為だろうというふうに思うわけです。このときに、橋下市長はこういうふうに言いました。予算の執行権は私にあるんだと、こういうふうに言われました。これに対して、大阪弁護士会の有志が首長というのは、既に議会の議決を経た予算の執行を自在に停止し得る権限はない。このように批判をしております。

そこで、まずお聞きしたいのは、この質疑の前提として、市長自身が教育委員会や監査委員などの行政委員会と長との関係をどのように認識してみえるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

行政委員会と長との関係ということでございました。

行政委員会は、地方自治法に基づき設置が義務づけられておるわけでございますが、現在ご所見も述べられたところでございますけれども、法に基づいて設置が義務づけられております執行機関たる委員会または委員でございますが、その制度は行政運営の公正性、公平性及び行政の民主制を確保する目的から導入されているというふうに解釈をいたしております。

このことから、行政委員会はその設置の趣旨に基づいて独立して権限を行使するものでありまして、法令に基づき独立した執行機関として、私は尊重してまいる必要があるというふうな、基本的なスタンスでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大阪の橋下市長のような考えは持ってみえないということで、安心をいたしました。

現在の地方自治法というのは、いわゆる執行機関における多元主義ということですね。1つに集中しないという意味で多元主義というのを採用して、長のほかに各種の委員会や委員というものを定めて執行機関を分散させるという、権限が一極に集中しないという、そういうことをやっているわけでありまして。そういう意味で、今の市長の答弁は、私は評価をしたいなと思っております。

では、具体的にこの議案についてお聞きしたいと思えます。

まずは、監査委員の問題であります。

この監査委員の選任同意は、地方自治法の第196条第2項にこういうふうに書かれております。識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、そのうちの1名以上は、その団体の職員でなかった者、こういう規定があります。

つまり元市職員の制限が規定をされているわけでありまして。今回、選任同意を求められている2人の方のうちの1人は元市職員であるわけです。この地方自治法第196条第2項の規定に反するものではない。2名のうちの1名だということで、反するものではありません。

しかし、この196条第2項の規定というのは、平成3年に地方自治法が改正をされたときに追加をされたというものであります。その趣旨というのは、監査委員の、先ほど言われた独立性という問題、これを確保するために、その団体の職員であった者を監査委員への就任を制限すると、こういう趣旨であろうかと思えます。理由としては、職員であった者については、どうしても身内に甘くなりがちではないか、こういう批判があつて、その中でこういう制限がつくられたということだろうと私は認識しております。

そこで、お聞きしますけれども、今回、市職員であった人を選任しておりますが、この地方自治法での制限をどのように認識をしてみえるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することを通じまして、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保することを目的とする重要な機関でありますので、監査委員の候補者につきましては、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する方を選定し、議会に提案をさせていただいております。

今お尋ねの地方自治法第196条第2項のこの趣旨は、監査委員の独立性を確保するため、職員であった者の監査委員への就任を制限しようとするものでございますが、亀山市の場合は、議会選出の監査委員さんが1名、それから識見委員の2名の方の3人体制で監査業務に当たっていただいております。監査委員の独立性は確保されているものというふうに考えております。

現在、当市におきましては、極めて厳しい財政事情のもとで行財政改革の推進、地方分権への対応、地域福祉の充実など、それぞれの課題に対して的確に対処できるよう職員の意識改革を前提と

して効率性の高い行政の推進が求められており、業務に精通した内部監査的な視点も必要ではないかと考えているところでございます。したがって、職員としての長年の経験による知識に加え、退職後、一市民として市行政を見られた経験を生かし、行政全般にわたって的確かつ効果的に監査を行っていただけるものというふうを考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私も人物はよく知っております。何も識見であるとか、経験、知識がないという問題で私が取り上げているのではないです。どうしても市職員であったということで、身内に甘くなるのではないかと、この点がやっぱり問題になるわけですね。

私は、これは避けるべきではなかったのかというふうに思っております。私自身も公務員という経験がありますし、どうしても意識的にというのではなくして、無意識のうちにやっぱり自分がやってきたことというのは肯定的に見るといえるところが出てまいります。だから、そういう意味でいくと、確かに経験や知識は生かせるでしょうけれども、職員に対して厳しく言えるのかどうかということですね。そういう点が懸念としてあるわけですが、そういう懸念というのは選任に当たって考えられたのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去にいろんな時代背景の中で、監査委員の選任につきましては、先ほどのほうの趣旨も含めて職員の制限という、こういう概念が入ってまいりました。

今回、提案をさせていただいております候補者につきましては、本当に長年の地方自治の卓越したご見識をお持ちの方でございます。その視点ともう一方、ご退職から5年間を本当に行政の外から一市民の立場として、また今のそういうご経験もお持ちでございました。このご経験もあわせて、先ほども申し上げましたような、大きく環境変化しておりますので、行政経験、それから市民という外から見たそのご経験の視点も含めて、今後監査の業務の中でその双方を生かしていただけるものというふうにご考えさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もう一言つけ加えると、私自身議員になって、私は津の市役所に24年勤めていまして、亀山市の議員になった。地方自治体というのは同じ法律なり、それからほぼ同じような条例のもとでやっているのだから、一緒だろうというふうにご考える方が多いかと思うんですけども、やり方になると随分違うんですね。やっぱり津市、四日市市、亀山市、鈴鹿市というふうにごそれぞれ自治体によって業務のやり方が違う。それから職員の考え方も違う。こういう問題があるんですね。そうすると、私が議員になったときに感じたのは、津市ではこういうことは当たり前に行われていたことが、亀山市では当たり前ではなかったということが幾つか感じられることがあります。逆のケース

もありました。津市ではやっていなかったことを亀山市はやっているというケースがありました。

だから、そういう意味で考えますと、この人物自体を評価する場合は特に問題はないんだろうと思うんですけども、やっぱり亀山市役所にしか行政経験がないという、こういう範囲でまた亀山市役所の監査をするということになると、新しい視点というのがなかなか出にくいのではないかなあというふうに思うわけですね。だから、やっぱり行政経験を持つ者であっても、他の自治体の職員であればまた違った見方もあるかと思うんですけども、そういう点で、どうしてもやっぱり自分が勤めていた自治体で監査をやるということについては、その人物がどうこうというよりも、そこに限界があるのではないかという思いがしますので、やっぱりこの点は避けるべきではなかったかなということだけ申し上げて、次に移りたいと思います。

次に、議案第6号及び第7号の亀山市教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会は、地方自治法第180条の8で教育委員会は、別に法律の定めるところにより学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書、その他の教材の取り扱い及び教育職員の身分取り扱いに関する事務を行い、並びに社会教育、その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。非常に幅広い権限を持っているわけでありまして。

現在5人の委員さんで構成をされております。私はこの教育委員にどんな方がなられるのか、どんな考えの方がなられるのかということは、教育行政についても大きな影響があるのではないかというふうに思っております。この委員の任命については、法的には議会の同意を得て市長が任命をするということになっておりますので、議会としての責任も生じるわけでありまして。

また、教育委員会の設置の根拠とされているのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律であります。その第4条にこういうふうにかかれております。委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。こういう規定がされております。

そこで、お尋ねしますのは、この第4条の委員の年齢、性別、職業等が現在と、それから今度新しく任命をした場合の比較でどう変わるのか、偏りが生じることはないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

#### ○議長（櫻井清蔵君）

市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会でございますけれども、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書、その他の教材の取り扱い及び教育職員の身分の取り扱いに関する事務を行い、社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行することをその職務とする重要な機関であるということでございます。したがって、教育委員会委員の候補者につきましては、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する方を選定し、議会に提案をいたしておるものでございます。

今お尋ねのこの5名の委員の偏りが生じないのかと、法にあわせてということでもございましたけれども、現在、新委員を含めました5人の年齢につきましては、40歳代から70歳代で、女性が2名、男性が3名ということになります。職業につきましては、元教員、それから自営業、または保護者である方など、先ほどご指摘の法で定める委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように十分配慮をさせていただいて、今回候補者を選定いたしましたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

こういう人事案件というのは、これまでは定例会の最終日に開かれる議会運営委員会で初めて名前を知ることが慣例化しておりました。それを最近変えていただいて、議会運営委員会が開かれる数日前に、きちっと議会のほうに説明をいただくというふうな、いわゆるルールをつくられたということは改善だろうというふうに思っております。

ただ、こういうふうに改善はされましたけれども、今回の議案の中でこの人物を知る手がかりというのは、住所と氏名と生年月日、議案としてはこの3つだけです。それから、事前に説明をいただいたときに資料としていただいたのは、その方の学歴と職業等ということで、どういう職業につかれた方かということで、この2項目が追加をされたということだけなんです。果たしてこれで、これは教育委員会の委員だけではなしに、監査委員も公平委員会委員も同じなんですけれども、私はやっぱり選任や任命というのは市長の権限ではありますけれども、それに議会の同意があって初めて選任や任命ができるというのが現在の自治法の仕組みである以上、やはり議会もこの選任や任命の責任の一端を負うということはあるんだろうというふうに思います。

そこで、市長にお聞きしたいのは、選任や任命をしようとする人物について、今提供されている情報以外にその人柄であるとか考え方が議会側にもっとわかるような資料の提供など、工夫が今後必要だと思いますけれども、市長としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この人事議案の提案につきましては、今触れていただきましたけれども、昨年度の6月定例会より、人事案件につきましては、代表者会議を事前に開いていただいて、その中で、従来ですとお名前、生年月日、住所、議案としてはこの3点でございますけれども、略歴として最終学歴でありましたり、あるいは職歴でありましたり、その略歴をお示しさせていただいております。

行政委員会の委員という、これは公職ではございますけれども、例えば個人情報など候補者の人格に配慮をしつつ、これまでと同様の機会を捉えてご説明申し上げていくという中で、議会のご審議をいただき、ご同意をいただくという今の状況というのは、ある意味合理性というか、適正なものというふうに考えておまして、その点につきましては、地方自治の長年の運営の中でのここが一つの知恵というか、その部分とあわせてご同意いただくご審議の中での、本当に先ほど申し上げた人格とかプライバシーも含めたところを配慮するラインのところではないのかなというふうに考えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私が言っているのは、何も例えば家族構成を明らかにしてくれとか、そういうプライバシーにかかわる問題やないんです。というのは、一番大事なのは教育観というのか、どういうふうに考えてみえるのか、例えば今問題になっている体罰とかいじめとか、そういう問題についてどんな認識を

持ってみえるのか、亀山市の教育を今どんなふうに思ってみえて、どんなふうにしていきたいのか。やっぱりそういった教育に対する考え方を示すということは、これは別にプライバシーにかかわる問題でもないし、こういう委員になる以上、それは公に表明していただくなくてはならない私は事項だろうと思います。

こういったことは、最低限あっていいんじゃないかなというふうに思います。ちょっと調べてみましたら四日市市の場合は、こういう教育委員会の委員さんについては、所信というのをペーパーで議会に配られているということをお聞きしました。だから、そういうふうな形でもやっぱり一歩前進だろうということです。

だから、私たちは、本当に住所と名前と生年月日がわかったら、この人がいいかどうかとって判断できるかといったら、そういう問題では私はないと思うんで、やっぱりその辺は議員がその情報をとりに走るということではなくして、やっぱり理事者側のほうで、この方は教育についてこういう情熱を持ってみえるよと、こういう考え方を持ってみえるよということぐらいはわかる資料を出していただくということが私は必要だと思うんですけど、市長、どうですか。再度、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会は、ご案内のように5人の委員による合議体でございますので、まずその中でさまざまな教育課題について、さまざまなお立場からその識見を生かしていただいて、全体としてご判断いただける、そういう委員のバランスを配慮して選定をさせていただいておるということでご理解いただきたいということと、先ほど申し上げましたように、今後も昨年度の6月定例会以降、進めてまいりましたその略歴等々につきまして、議会の皆様方に同様な形ではございますけど、可能なことの情報をお示しさせていただいて、ご審議いただくようなものには配慮をさせていただいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

人物を知るといというのは、本当に簡単なことやないですね。だから、それがあったからどこまでのものがあればわかるかと言われたら、本当にこれは難しい問題であろうと思いますけれども、私は少なくとも、現在出されている情報以上の情報を可能な限りやっぱり出していただいて、我々が的確な判断をできるというふうな形にはしていただきたいということを求めまして、質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

この臨時会、人事案件、選任同意等7件出ておるわけですが、今、服部議員が質疑されてほぼ出尽くしたように思いますけど、私はまだ重複するところがありますけど、まずは1点だけお

聞きしたいと思います。

今議案、1号議案から7号議案までいずれも関連がありますので一括し、また個々について市長の選任、または任命についての考え方についてお伺いしたいというふうに思いますが、まず第一に、議案第1号と2号の監査委員については、識見を有する者というふうに議案に書いてございます。しかし、公平委員と教育委員については、識見を有する者の中からとは表示してないんですけど、法律的には監査委員もそれから教育委員も、それから公平委員も全て人格高潔で識見を有する者となっております。なぜこの監査委員だけが識見を有する者となっておりますのか、それからまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

監査委員の選任につきましては、選任の区分といたしまして地方自治法第196条で識見を有する者及び議員のうちから市長が議会の同意を得て選任すると規定をされておりますので、議案書にはよりわかりやすいように、識見を有する者のうちから選任するものということで、その選任区分を記載いたしているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

そんなことはわかっておることであって、ある程度みんなこれは識見を有する者として、法律で選任要綱の中に書いてあるので、あえて監査委員だけが識見を、ただ議員選出との区別があるということだけであれば、別に識見のある者と書いても何ら差し支えはないし、これだけにこだわる必要はないというふうに思うので、できるだけこれは識見を有する者であれば、監査委員に限らず、全て識見を有する人を市長が選任しておると思うので、お願いしたいと思います。

それから、今、提案理由を申し上げていただいたんですけど、全体的な提案理由に、何ら過去の識見を有することが何も書いていないです。あえてここに識見を有するって、どういう識見を有する、今の服部議員の話じゃないけれども、どういう識見を有しておるから選任したか、提案理由には同じように住所と名前が書いてあるだけで、どのような識見を有しているか全然説明不足。これは代表者会議でもあったし、議運でもあったんですけど、何らそれでは人物像がわかってこない。そのようなことが、やっぱり法に基づく同意を得たいんやというだけで名前と住所と年齢が書いてあるだけでは、なかなか人物像まで見えてこない。そういった意味で、全体的にこういう人事案件についての選任の、また任命のどういう理由で、どういう要件を、どういう基準で市長が選任をされたかということをお伺いしたい。その人格とか識見を有する説明は、今の服部議員と同じように何ら全然わからない。文書だけであって、我々面識のない人もいます。そんな方をここで同意せよと言われても、なかなかそれは難しいだろうと思います。今の服部議員と同じように、どのような理由と経過があって選任をするのかしないのか、その基準なり市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

一般的に今回の行政委員会委員の選任につきまして、どのような要件で市長は選任したのかということでしたが、いずれも人格が高潔で、特に監査委員の候補者につきましては、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する者のほか、2つの基本的な選定要件を設け、それを考慮して選定をさせていただきました。

基本的な要件の1つ目は、基本的に長期の選任を避けるため、2期8年を超えての選任がないように考慮いたしております。

2つ目は、年齢につきましてでございます、基本的に70歳を超えない方を候補者とするように配慮いたしたところでございます。

それから、監査委員につきましては、議会選出委員が1名、識見委員が2名の3人体制で監査業務を行っております。識見委員につきましては、地方行政に識見を有する方と民間経営的識見を有する方お2人を選任いたしており、今回の候補者につきましても、市行政に精通しておられる地方行政に識見を有する方と税理士資格を有する民間経営的識見を有する方を後任者として適任と認めまして、議会の同意をお願いするものでございます。

それから、教育委員会の委員の候補者につきましても同様でございます、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のほか、先ほど申し上げました2つの基本的な選定要件を設け、それを考慮して選定をいたしております。

それから、どのような識見を有しているのか、この経歴だけではわからないではないかというご指摘でございました。先ほど服部議員にもお答えをさせていただいたんですが、昨年度の23年度の6月定例会から、従来ですと議会運営委員会でお示しをさせていただいておる議案は、お名前、生年月日、それから住所、この3点だけでございましたが、事前に代表者会議でその略歴をお示しさせていただいて、その中でご審議をいただくという形へと変わってきておるものでございます。今後もそれぞれの候補者がどのような識見を有しているか説明を果たす必要があるのではないかというご指摘ではございますが、教育委員会の委員という公職とはいえ、個人情報など候補者の人格に配慮した中で、現在、情報を提供させていただいておるところでございます。可能な限り説明責任を果たしているものというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、今日まで白紙で出てきたのを同意をする、白紙で最終日ということがあるんですけど、これについてはいささか皆さんも、もう少し説明が不十分だから、もっと説明を理解できる個人情報以外のをしていただければということなんですけど、今、選任同意については2期以上、70歳以上の人はもう選任をしないということは確認をさせていただきたいというふうには思いますが、このことをしますと結局、選任同意以外にも審査委員会とか、各種いろんな市長が任命する時限的な委員会、審議会等についてもおよそそれは順応するというところでよろしいんですか。

○議長（櫻井清蔵君）



市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政委員会の委員の候補者につきましては、2期8年、70歳を超えないとするという考え方でございます。基本的な考え方ということでご理解いただきたいと思っております。したがって、70歳を超えて3期はないというご理解をいただきたいと思っております。したがって、今少し触れていただきました、この行政委員会の委員のほかにも市の各種審議会等の委員につきましては、基本的な考え方とおおり、固定化しないという考えは持っておるものでございますが、本市におきましては、70を超える審議会等がございます。その設置目的、委員の特性に配慮する必要がありますので、例えば弁護士資格とか、医師とか、大学教授など専門的知識を有する委員ということも、物によってはございますので、その設置目的、委員の特性に配慮する中でその都度判断をいたしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

2期、70歳以上にはということで、それはある程度その方向性はあるんやけど、決して識見を有しておれば、今の専門的知識を持った方であれば別に70歳にこだわる必要はないと、市にとって大変価値観の高い、これはいろんな学者、博士号をとった方がいろいろあるわけで、別にそれを盾にして今回の選任同意に限って初めて2期以上、70歳以上と、都合のいいように市長が今自分で決めたようにしか私とはとれない。

その辺について、余り2期、70歳以上については選任しないとは、市長としては今後その方向でいこうと思うんですけど、あたかもこれからはそのように進むとは私は思わないので、それは一考を要するんだろうというふうに思います。

それから、特に監査委員についてまたお伺いします。

2名を同時に任期満了とそれから選任をすると、やはりその監査事務の持続、継続性というのは大きくなければならない。それに大きく支障を来すんやないかというふうなことは、私以外にほかの方、多くの方が2名同時にかえるのは不自然やと、やはりそれは1名ずつ、それは教育委員会にしても年度ごとにやっていく、それから今度、公平委員も順次かえていくと、監査委員は非常に監査業務というのは継続性があります。それを2名同時にかえた、そのなぜ2名を同時にかえたのかと、かなり事務に支障を来すんやないかと。

そして、今度選任された方のことを言うわけじゃなんですけど、年齢もほぼ同じ。ということは、次も同じことが起こると。同じような2期、70歳ということは2期で終わってしまうだろうと、六十何歳かと、こういう結果を招いたのは、前回市長が大変厳しい選挙でなられたときには全部再任なんですね。教育委員会から各種行政委員はほぼ再任。今回は楽々の無投票やったとなれば、こういうふうですわ。強硬に私は後で申しますが、地域性も加味していない。市長としての思いをここで今回やられたんだと思います。それは、市長の思いでやられるんだけど、誰が見ても監査委員を2人同時にかえて、それも同じような年齢で、それから今、市の職員、OB、公務員、もう1人の方も県税の出身ですね。税理士といいますけど、県税におった人は税理士は免除、一次試験免除なんで軽く取れる。税理士なんて本来取れる資格じゃないんですよ。そういう人が大体税理士にな

っておるんですよ。本当の税理士が監査委員という、亀山の監査委員になったら、200日以上は詰めんならん。だから、もう税理士はやめてでも監査をするんやという熱意があって、そこまで聞き取りをされたのか。それと同じ地方公務員ですよ。だから今、服部議員が言われたように地方公務員、たまたまこの当該ではないけど、県であっても税務一本の方ですよ、この人。だから、その人がそれでいいのか悪いのかという問題。

それから、今も非常に大変複雑な財務管理する中に、やっぱりそれならば監査委員2名で、議会選出であれば事務的能力、共生能力がある人も選任しておったらいいけど、今はやはり入札とか事業や工事であれば技術的要件をかなり要する。事務的な細かいことばかりつく監査も必要やけど、やっぱり行政効果、投資効果というのは技術的能力が要ると、そういうふうなバランスをとって監査委員を選ぶということは市長は全然頭になかったのか、あったのか。そんなことも含めて、2名同時にかえてその持続することについて、そのようなことを十分配慮して市長は選任されたのか、お互いに識見はあると思うんやけど、その識見のある中から選ぶにしても、余りにも偏り過ぎて一方的で継続性のない、そういうふうにするので、市長のその辺についてのご見解をお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段で、市長の勝手な思いで選任、任命というのはどうかということでございましたが、これは昨年の議会からのご指摘も踏まえて、行政委員会の委員につきましては、過去にも私は平成21年の就任直後にも議会からご指摘をいただいておりますけれども、基本的な選任の原則、ルールを示せと、こういうご提案やご指摘をずうっといただいてまいりました。その中で、従来から考え方もお示しもさせていただいております。その点をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、監査委員の税理士さんの候補者でございますが、県職というよりもこの方は、経歴は国税の国家公務員の方でございます、名古屋国税局の採用でございます。長年勤め上げられまして、退職後に県のほうの四日市税務署のほうで特別国税の徴収官としてご勤務されたというご経験をお持ちの方でございます、確かに現在の監査委員、年間どうしても100日を超えるぐらいの監査業務がございます中で、その税理士さん、税理士という本来の業務とどうだということなんですけれども、監査業務に対しまして強い情熱や使命感を持って臨んでいただける方というふうに確信をいたしておるものでございます。

それから、監査委員が2人同時交代することについて、継続性はどうかということでございますが、2つの基本的要件を設け候補者を選定いたしましたことから、このたび2人同時の交代ということになりますけれども、議会選出委員1名の方、それから識見委員2名の方の3人体制で亀山市の場合は、その3人体制で機関として監査業務を行っていただいておりますのでございまして、また監査委員事務局が監査委員の補助機関として役割を果たしておりますことから、監査の継続性は保てるものというふうに考えておるものでございます。

さらに、事務あるいは技術の分野という考え方等につきましても、識見委員につきましては、それぞれの分野に精通しているということではなくて、地方行政に識見を有する方と民間経営的識見を有する方を選任いたしておるところであります。今回の候補者につきましても、市行政に精通し

ておられる地方行政に識見を有する方と、税理士資格を有する民間経営的識見を有する方を後任者として適任と認めまして、議会の同意をお願いするものでございます。

あと地域性のバランスとか、それを市長はどうだということなんですけれども、やはり先ほどのさまざまな要素を総合的に判断して、そのバランスを配慮して考えさせていただいて、候補として議会のほうにご提案させていただいておるところでございますので、何とぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます次第であります。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

結局は、最後は総合的判断がわからんから聞いておるんですけど、いつも総合的判断でくくられると我々理解できへん。だから、一生懸命聞いておるんですけど、最後は総合的判断と、その判断はどうされたのかということを知りたかったんですけど。

もう1点、確かに公務員、当該団体出身者、それから国税におられて税理士と、だからこれは民間なんやと。しかし、土壌は同じ公務員やと思うんですよ。そういった意味において、もう少し税理士という立場でやられるんですけど、どこもかもやっぱり外部監査を入れて、まるきり違う角度から、今までの土壌と違うあらゆる企業の問題とか、それから公営企業もいろいろ抱えておる中で、やっぱり外部監査を入れていくという傾向も各種団体にあるわけですけど、市長としてはそのような考えはあったのかなかったのか、最後にお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

外部監査の考え方について、市長はあるのかないのかということでございます。

ちょうど私、最初の選挙のときにお示しをさせていただきましたマニフェストの中には、外部監査の導入について検討すると、こういう1項を入れさせていただきました。この就任後、外部監査につきましては、さまざまな角度から検討をさせていただいた結果、平成24年10月のマニフェストの取り組み結果をまとめたマニフェストレポートでもご報告させていただいておるんですが、県下における外部監査制度の実務状況等について調査を行った結果、県内で外部監査を実施している市がないという状況でもございましたのと、もう1つはやっぱり費用対効果につきまして少し課題があるというふうに判断をさせていただいて、現時点では、この外部監査の導入につきましては行わないということを結論づけさせていただいておるところでございます、マニフェストレポートでもその旨をお示しさせていただいた、ご報告させていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

マニフェストで一遍導入すると言ったけど、どこもないのでということは、やっぱり市長のその信念というか考え方が、その状況判断によって変わってくるんだと思うんですけど、市長の考えがそうであればやむを得んと思うんですけど、やはり市長は一遍は外部監査を導入したらどうかと頭の中にあっただ中で、これはやめますわというのではなしに、やっぱりどういう理由で、費用対効果

ということであるということでございますけど、考え方を換えられたということですね。

それでは、教育委員について若干任命された経緯、その他についてお聞きをさせていただいて、教育委員については教育行政について特に経験を持っていなくても、要は大局的な立場において識見とまた能力を持っている者を充てるということから、教育者以外の方も該当というふうにされておるし、また今も服部孝規議員が言われたように法律には職業、年齢等、著しく偏りが生じないように配慮するというふうにうたわれております。

その中の5名のうち、今回は宮崎委員がやめられてということですけど、教育委員5名見えて、教育長は井田川小学校区、中部中学校区、それから肥田委員長は昼生小の亀山中学校区、今まではバランスというふうに言いましたんですけど、亀中学校区では3人なんです。5人のうち3人が亀中校区、亀中は小学校が一番多い校区です。中部中学校区2名、今までは関小、加太小、関中学校区に合併の経過も踏まえて教育委員が見えた。しかし、今回はこの結果、関中学校区にはないと、それから亀中に3名の方、それから中部中に2名の方と、これは余りにも偏りがあって、選任について大きく偏りがあるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺についてどのように、あくまでも今いろんな問題があって、体罰やとかいじめとか、それからそれぞれの今日までの合併後8年たったとはいえ、やはりその学校には歴史、地域、文化、あらゆる教育に対する保護者、地域、あらゆる情報がやっぱりその教育委員会が教育委員が掌握をして、教育委員会の中で亀山市全体を網羅して亀山の教育行政というものを進めていくと。それには、やはりその地域の小学校11、中学校3つあって、余りにもこれを見ますと、井田川小学校区は2名、昼生、西小と神辺と、これ11校ある中に継続性もないやろうし、地域を掌握するについて余りにも本来の著しいあれがないよというのはもちろんやけど、その辺についての配慮はされたのかされていないのかをお伺いします。

#### ○議長（櫻井清蔵君）

市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

今回の候補者の選定につきましては、法律に規定する要件、年齢、性別、職業等を満たす中で適任と認められる人物、それから5名体制でございますので、5名全体のバランスも含め選定をさせていただいたものでございます。いずれにいたしましても、少し今、服部議員の質問の折にもお答えさせていただきましたが、この新委員を含めた5名の年齢構成につきましては、40代1名、50代1名、60代2名、70代1名という非常に幅の広い構成に本市の場合はなるということでございますことと、女性が今まで3名で男性が2名という構成でございましたが、女性が2名、男性が3名という構成となります。職業につきましても、元教員が2名、それから自営業1名、保護者1名、県行政職OB1名と、こういう構成となっております、いわゆる委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように、十分配慮をして候補者を選定いたしましたところでございます。

なお、中学校区からのバランスということで、ご所見がございました。いずれにいたしましても、5名のこの委員の任期が全て本市の場合ずれておりますので、少しタイムラグがあるという中で、今後もこの5名の委員で構成される合議体として、公正な立場から教育について幅広く議論していただけるという体制構築については、しっかりと配慮をさせていただいて判断をさせていただくという基本方針でございますので、今後につきましてもそのような考え方で臨ませていただきたいと思います。

いうふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

年齢とかそこら辺の隔たりは服部議員への答弁でわかったんですけど、私は地域性のことを言っておるんですよ。地域格差が生じてしまうやないかと、教育委員会で。中学校区のことは意見は上がってこないが、それは全体委員さん5名の方は識見を有する方と言うのは勝手やと思うけど、それにしても、これは合併の問題も絡んでくると思うんですよ。

合併の当時、それは前の市長がある程度バランスもとって、それからいろんな行政委員についてもある程度バランスをとってみえた。しかし、今度の市長は、前回4年前はほとんど再任だったと、2期目になったらえらい強気に出てきて、自分の思いどおりにやろうと、今の教育委員にしてもタイムラグでやっていくからいいんやと言うけど、同じ識見を有することからいけば、それなら今の中部中から2名、亀中から3名、結果的に見たら旧関はないわけですね、教育に関する委員さんは。行政だって一般行政と教育委員は別ですね。それなら、やっぱり識見を有する人は旧関中学校区にはおらんと、井田川にはようけええ人がおったけど、関の中学校区にはそれだけの識見を有する人がおらんだと、だから選ばんだということが後々地域の格差を生んでしまう。そんなことになれば、我々もやはり校区は関中学校で、そんなに関と亀山ということは言いたくはないんですけど、もう少しやっぱり最少1人の、中学校3校あって小学校11校あって、それぞれ南部、北部、東部、川崎いろいろある。やっぱりバランスよく学校区にあわせてそれぞれの学校の実情、地域の風土、そんなものが十分加味できる教育委員さんが全体の中で決めていったらいいと思うんやけど、今回、たまたまおった人がなくなって、今度かわったら、もう旧関中学校区には教育委員は要らんのやと。それからタイムラグで何とかするとは言うものの、今回、選任にはそれだけの能力のある人がおらんだというふうに判断をさせてもらっていいのか悪いのか、そう判断をせざるを得んと思うんですけど。

先ほども服部議員が申し上げたように、やっぱり教育委員については、今いろんな問題があります。行政がかかわってくる、教育委員会だけでは解決できない大津の問題にしても、そんなつもりで教育委員になったつもりはありませんという無責任な教育委員も見えるわけです。そんなことから、やっぱり行政が市長がいろんな形で出てくる。しかし、最終のきょうの選任同意でも最終決定権は選任は市長にあるけど、最終決定権は議会にあるわけです。議会にある以上は、議会にはそれだけの責任があるんです、選任した以上は。だから、ああいう体罰とかいろんな問題があっても議会は出てこんけど、多分、委員会で今のような答弁をして市長が出てくると。議会は出てこないんですけど、本来はやっぱり議会に責任がある、最終責任は。

そういったことから、国の全国議長会の中でも、やはり今後はその行政に非常に大きく携わる問題にしなければなりませんと言われている。少なくとも本人を呼んで、例えば教育に対する識見を学校に対する教育に対する見解というものをやっぱり十分聞かせてもらって、その人がいい悪いはまた別ですけど、選任されたことについての見識のある方だろうと思うんですけど、学校現場での問題だとか、学校教育に対する見解というものを十分聞かせていただいて、やっぱりそういう機会をつくるべきだというふうに思っておりますが、その辺について服部議員と若干ニュアンスが違う

んですけど、それぐらい、やはり議会在選任同意の最終決定権を持っている以上は、白紙提案じゃなしに、名前とあれだけでは人物像も見えないということから、やはり国が言っているのは、今も国会でも国会同意についても、前歴を言うておるのではなしに、どんな識見を持っておるかということによって国会同意をするんやということを国会も言っている。前歴が財務省だからどうやというのではなく、やっぱり識見を有する人ということなんで、その識見を有するということについては、我々はその識見を聞かせてもらった上で、選任同意するというのが好ましい姿ではないかと思うんで、一から十にはできへんと思うんですけど、その辺について、これからその選任同意についてはもう少し説明責任と十分な選任要件、考え方というものをバランスも含めてとっていただくことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第1号から報告第3号までに対する質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの7件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの7件については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

続いて、報告第1号についてはお手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算常任委員会にその審査を付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、予算決算委員会にてその審査を付託することに決しました。

なお、報告第2号と報告第3号については、地方自治法の規定による報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（櫻井清蔵君）

予算決算委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 12 分 休憩）

---

（午後 1 時 07 分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号から議案第7号までの各議案に対する討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第1号亀山市監査委員の選任同意について起立採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第1号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第2号亀山市監査委員の選任同意について起立採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第2号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号亀山市公平委員会委員の選任同意について起立採決をいたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第3号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意について起立採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第4号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意について起立採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第5号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号亀山市教育委員会委員の任命について起立採決をいたします。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第6号については、原案のとおり同意することに決しました。  
次に、議案第7号亀山市教育委員会委員の任命について起立採決をいたします。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第7号については、原案のとおり同意することに決しました。  
次に、先ほど予算決算委員会にその審査を付託いたしました報告第1号を議題といたします。  
予算決算委員会委員長から提出の審査報告書はお手元に配付してありますので、朗読は省略し、  
直ちに委員長から委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

報告第1号 専決処分した事件の承認について

原案承認

平成25年2月19日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。



先ほどの本会議で付託のありました報告第1号専決処分した事件の承認については、当委員会を開き、分科会を設置し、分科会で審査することと決定し、総務分科会を開催して審査を行いました。

市長、副市長初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、総務分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。総務分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、全会一致で承認することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

**○議長（櫻井清蔵君）**

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（櫻井清蔵君）**

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第1号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、報告第1号専決処分した事件の承認について起立採決を行います。

本案について委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（櫻井清蔵君）**

起立多数であります。

したがって、報告第1号については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第15、三河鈴鹿農業共済事務組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

この選挙は、三河鈴鹿農業共済事務組合議会議員1名の辞職により補欠選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（櫻井清蔵君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（櫻井清蔵君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

三河鈴亀農業共済事務組合議会議員に、

2番 高島 真 議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2番 高島 真議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2番 高島 真議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、本臨時会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして議事を閉じ、閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成25年第1回亀山市議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時19分 閉会)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年2月19日

議 長 櫻 井 清 蔵

1 番 西 川 憲 行

1 2 番 前 田 耕 一